

諮問庁：独立行政法人住宅金融支援機構

諮問日：平成31年4月3日（平成31年（独個）諮問第19号）

答申日：令和元年10月28日（令和元年度（独個）答申第34号）

事件名：特定職員が本人に架電してきたいきさつ等が分かる文書等の一部開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書1ないし文書42に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）13条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年10月29日付け住機個発第13818号により独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

審査請求人は、平成30年9月28日付け、処分庁に対して保有個人情報開示請求を行い、同年10月29日付け、処分庁から上記1に記載する処分を受けた。

しかし、本件処分は、審査請求人が開示請求した趣旨及び内容とは違う文書が開示決定された。また、当処分における開示決定された文書名の明示を求めたが応じなかった。

さらに、不開示としたことの特定及び根拠と理由、不開示決定を行うよう請求したが応じなかった。

よって、請求の趣旨及び内容の文書を開示するよう、及び決定（不開示）しない事に審査請求する。

（2）意見書

審査請求人から令和元年5月12日付け（同月14日受付）で意見書

が当審査会宛に提出された（諮問庁に対し、閲覧をさせることは、適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件審査請求は、法18条1項の規定に基づき処分庁が、保有個人情報開示決定通知書（平成30年10月29日付け住機個発第13818号）により行った一部開示決定に対してなされたものである。

2 審査請求の理由について

上記第2の2のとおり。

3 一部開示決定の妥当性について

(1) 平成30年9月28日付けで審査請求人が処分庁あて請求した3通

「保有個人情報開示請求書」中のそれぞれ「1 開示請求する保有個人情報」において「別紙のとおり」として審査請求人が請求を希望した保有個人情報について、処分庁で保有する個人情報は開示した。

ただし、氏名など審査請求人以外の特定の個人を認識することができる情報が記載されている部分について、法14条2号に該当するため、当該情報を不開示とした。

したがって、一部開示とする原処分は妥当である。

(2) 審査請求の理由として、開示請求した趣旨及び内容とは違う文書が開示されたとあるが、上記(1)のとおりである。

また、文書名の明示を求めたが応じなかったとあるが、明示を求められたことはない。なお、開示決定通知書に明示している。

つぎに、不開示とした部分の理由については、開示決定通知書に記載している。なお、不開示決定を行うよう請求されたことはない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 平成31年4月3日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 令和元年5月14日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年10月7日 | 審議 |
| ⑤ 同月24日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる保有個人情報（本件請求保有個人情報）の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件請求保有個人情報に該当する文書として、別紙の2に掲げる文書1ないし文書42に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定し、その一部を法14条2号に該当するとして不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報とは異なる趣旨の文書であるとして、原処分を取消しを求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、原処分において本件対象保有個人情報を特定した理由について、諮問庁に改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 審査請求人から同日付で請求のあった3通の開示請求書に記載の請求文書名（別紙の1に本件請求保有個人情報として掲げたもの）の中にある、「一切全て」等の記載から、審査請求人は自らが住宅金融公庫（当時）から融資を受けたこと及びその後の審査請求人と機構とのやり取りに関して処分庁が保有する保有個人情報一切を求めているものと解されたことから、処分庁は、処分庁で保有する審査請求人に係る保有個人情報を全て特定し、法14条2号に該当する不開示情報を不開示とした上で開示した。

なお、本件審査請求を受け、改めて、機構の事務室及び書庫等を探索したが、本件対象保有個人情報の外に、本件請求保有個人情報に該当する情報が記載された文書は確認できなかった。

イ 原処分において、別紙の1の請求1ないし請求3（以下、それぞれ「請求1」、「請求2」及び「請求3」という。）に掲げる3通の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、一部開示決定したが、各請求に応じた整理をすると、以下のとおりである。

(ア) 請求1の(1)ないし(6)について

当該請求は、特定日A及びその前後における機構団信・火災保険部の特定職員Aと審査請求人及び損保会社との間で行われたやり取りに関する保有個人情報を求めるものであると解されたことから、当該やり取りに際し取得・作成した文書である文書1ないし文書32に記録されている保有個人情報を特定し、一部開示決定した。

(イ) 請求2の(1)ないし(6)について

当該請求は、審査請求人が公庫（当時）から受けた住宅資金融資の金銭消費契約及びその後の繰上返済契約並びに当該契約に基づく返済内容に係る保有個人情報を求めるものであると解されたことから、当該融資契約の際に審査請求人との間で交わした申込書、契約書及び繰上返済試算表及び償還情報である文書33ないし文書39に記録されている保有個人情報を特定し、開示決定した。

(ウ) 請求2の(7)及び(9)について

当該請求は、審査請求人が融資契約時に締結した損害保険契約及

び審査請求人が行った繰上返済時以降に審査請求人が加入する損害保険契約に関する保有個人情報を求めるものであると解されたことから、融資の審査時に取得した火災保険契約証書である文書40に記録されている保有個人情報を特定し、開示決定した。

(エ) 請求2の(8)について

当該請求は、審査請求人が融資契約時に締結した損害保険契約の契約事務手続を行った者に関する保有個人情報を求めるものであると解されたが、損害保険契約の事務手続は、損害保険会社の規定により行っており、機構は関与していないことから、請求の趣旨に適う保有個人情報が記録された文書は処分庁では取得しておらず、不存在である。

(オ) 請求2の(10)について

当該請求は、審査請求人が繰上返済を行ったことで融資金額が減り、そのことで損害保険料に変更があった場合に関する保有個人情報を求めるものであると解されたが、融資に際しては、融資金額が減少しても、新たに損害保険の契約を結ぶ等の条件は付していないことから、請求の趣旨に適う保有個人情報が記録された文書は処分庁では取得しておらず、不存在である。

(カ) 請求2の(11)について

当該請求は、審査請求人が融資契約時に締結した機構団体信用生命保険契約に関する保有個人情報を求めるものであると解されたことから、融資の審査時に取得した機構団体信用生命保険申込書である文書41に記録されている保有個人情報を特定し、開示決定した。

(キ) 請求2の(12)について

当該請求は、審査請求人が融資契約時に締結した機構団体信用生命保険契約の契約事務手続を行った者に関する保有個人情報を求めるものであると解されたが、機構団体信用生命保険の契約事務手続は、生命保険会社の規定により行っており、機構は関与していないことから、請求の趣旨に適う保有個人情報が記録された文書は処分庁では取得しておらず、不存在である。

(ク) 請求2の(13)について

当該請求は、審査請求人が行った繰上返済以降の損害保険契約及び機構団体信用生命保険契約に関する保有個人情報を求めるものであると解されたところ、処分庁においては繰上返済により両保険契約の内容に関する文書を改めて取得することはないので、関連性の高い文書として当初の融資契約時に取得した文書40及び文書41に記録されている保有個人情報を特定し、開示決定した。

(ケ) 請求2の(14)について

当該請求は、審査請求人が繰上返済を行ったことで融資金額が減り、そのことで機構団体信用生命保険の保険料に変更があった場合に関する保有個人情報を求めるものであると解されたことから、繰上返済後の保険料に関する文書である文書42に記録されている保有個人情報を特定し、開示決定した。

(コ) 請求2の(15)及び(16)について

当該請求は、機構及び損害保険会社並びに生命保険会社が審査請求人及び他の契約者に対し火災保険又は生命保険の契約内容に関して告知した事が解る保有個人情報を求めるものであると解されたが、機構において、契約者に対し火災保険又は生命保険の契約内容に関して特段の通知を行っていないことから、請求の趣旨に適う保有個人情報が記録された文書は処分庁では取得しておらず不存在である。

(サ) 請求2の(17)について

当該請求は、機構特定職員Bが審査請求人に対して対応した事に関する保有個人情報を求めるものであると解されたが、請求の趣旨に適う保有個人情報が記録された文書は処分庁では取得・作成しておらず不存在である。

(シ) 請求3の(1)について

当該請求は、機構特定職員Cが審査請求人に対して対応した事に関する保有個人情報を求めるものであると解されたことから、当該やり取りに際し取得・作成した文書である文書1、文書23及び文書28に記録されている保有個人情報を特定し、一部開示決定した。

(ス) 請求3の(2)ないし(8)について

当該請求は、機構火災保険室並びに団信・火災保険部特定職員D及び特定職員Eが審査請求人に対して対応した事に関する保有個人情報を求めるものであると解されたが、請求の趣旨に適う保有個人情報が記録された文書は処分庁では取得・作成しておらず不存在である。

(2) 以下、検討する。

ア 諮問庁の上記(1)イ(エ)、(オ)、(キ)、(コ)、(サ)及び(ス)の説明については、特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る特段の事情もないことから、本件開示請求のうち、請求2の(8)、(10)、(12)、(15)、(16)及び(17)並びに請求3の(2)ないし(8)に該当する保有個人情報を、機構において保有しているとは認められない。

イ また、当審査会において、諮問庁から本件対象保有個人情報の提示を受けて確認したところ、諮問庁の上記(1)イ(ア)、(イ)、(ウ)、(カ)、(ク)、(ケ)及び(シ)の説明についても、特

段不自然，不合理な点はなく，これを覆すに足りる事情は認められず，上記アの探索の範囲も不十分とはいえないことから，機構において，本件対象保有個人情報の外に，請求1の（1）ないし（6），請求2の（1）ないし（7），（9），（11），（13）及び（14）並びに請求3の（1）に該当する保有個人情報を保有しているとは認められない。

ウ したがって，機構において，本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は，当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件請求保有個人情報の開示請求につき，本件対象保有個人情報を特定し，一部開示した決定については，機構において本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので，本件対象保有個人情報を特定したことは，妥当であると判断した。

（第5部会）

委員 南野 聡，委員 泉本小夜子，委員 山本隆司

別紙

1 本件請求保有個人情報

請求 1

- (1) 特定日 A 貴構団信・火災保険部の特定職員 A が当方に架電してきた行き察と理由一切全て。
- (2) その時の当方との会話等やり取りの応接内容が解る一切すべて。
- (3) その結果, 特定職員 A が損保会社とのやり取り (架電, 書面等) の応接内容一切すべて。
- (4) その後, 特定職員 A が当方とのやり取り (架電, 書面等) の応接内容一切すべて。
- (5) その後, 特定職員 A が損保会社とのやり取り (架電, 書面など) の応接内容一切すべて。
- (6) 本件に関して貴構理事長あてに差出した文書等に対応処理した, 取り扱い (処分) 内容が解る一切すべて。

請求 2

- (1) 特定年公庫時代に融資を受けた融資契約 (金銭消費契約) が解る一切全て。
- (2) 上記融資契約に係る返済内容が解る一切全て。
- (3) 上記融資契約に関して特定月 A 特定金額繰り上げ返済を行ったこと及び処理内容の解る一切すべて。
- (4) この繰り上げ返済以降, 融資契約内容が解る一切全て。
- (5) この繰り上げ返済以降, 借入内容並びに返済に関して解る一切すべて。
- (6) 特定月 B 融資契約後, 現時点までの返済額 (元金, 利息) 合計一切全て。
- (7) 特定月 B 貴構の融資契約時に締結した損害保険契約に関する一切全て。
- (8) 当損害保険契約を行った者の事業者並びに氏名, 有資格有無, 有資格証提示, 説明及び合意の有無の解る一切全て。
- (9) この繰り上げ返済時点及び以降, 損害保険契約に関する一切すべて。
- (10) 当融資契約の返済及び繰り上げ返済で, 融資 (借入) 金額が減少したことによる損害保険保険料の解る一切全て。
- (11) 特定月 B 貴構の融資契約時に締結した生命保険契約に関する一切全て。
- (12) 当生命保険契約を行った者の事業者並びに氏名, 有資格有無, 有資格証提示, 説明及び合意の有無の解る一切全て。
- (13) この繰り上げ返済時点及び以降, 生命保険契約に関する一切すべて。
- (14) 当融資契約の返済及び繰り上げ返済で, 融資 (借入) 金額が減少した

ことによる生命保険保険料の解る一切全て。

- (15) 特定年以降現在まで、貴構及び損害保険会社が、当方並びに外契約者等に対して告知（保険金額、保険料、改定、契約内容確認、破たん、合併、名称変更、補償内容など）したことが解る一切すべて。
- (16) 特定年以降現在まで、貴構及び生命保険会社が、当方並びに外契約者等に対して告知（保険金額、保険料、改定、契約内容確認、破たん、合併、名称変更、補償内容など）したことが解る一切すべて。
- (17) 貴構特定職員B宛、特定日B付「ご連絡」、特定日C付「ご連絡」に対する対応処理状況の解るもの一切すべて。

請求3

- (1) 貴構特定職員C宛、特定日D付、「保険金支払い督促状」、及び特定日E付「保険金支払いの件」に対する対応処理状況の解るもの一切すべて。
- (2) 貴構特定職員B宛、特定日B付「ご連絡」、特定日C付「ご連絡」に対する対応処理状況の解るもの一切すべて。
- (3) 貴構火災保険室宛、特定日F付け「保険金不払い最終催告の件2」に対する対応処理状況の解るもの一切すべて。
- (4) 貴構団信・火災保険部 特定職員D宛並びに特定職員E宛、特定日G付け「事務連絡（保険金不払い苦情申立の件）」に対する対応処理状況の解るもの一切すべて。
- (5) 貴構団信・火災保険部 特定職員D宛並びに特定職員E宛、特定日H付け「事務連絡（保険金不払い苦情申立の件）」に対する対応処理状況の解るもの一切すべて。
- (6) 貴構団信・火災保険部 特定職員D宛並びに特定職員E宛、特定日I付け「事務連絡3（保険金不払い苦情申立の件）」に対する対応処理状況の解るもの一切すべて。
- (7) 貴構団信・火災保険部 特定職員D宛並びに特定職員E宛、特定日J付け「事務連絡4（保険金不払い苦情申立の件）」に対する対応処理状況の解るもの一切すべて。
- (8) 貴構団信・火災保険部 特定職員D宛並びに特定職員E宛、特定日K付け「保険金不払い苦情申立の件5」に対する対応処理状況の解るもの一切すべて。

2 本件対象保有個人情報記録された文書

- 文書1 特定日L現在交渉記録（審査請求人氏）
- 文書2 特定日M付け「特約火災保険の査定に対する苦情について」
- 文書3 特定日N付け「家屋損傷状況の査定について」

- 文書 4 特定日 O 付け「FAX 送信連絡」(FAX) (1:35)
- 文書 5 特定日 O 付け「FAX 送信連絡」(FAX) (8:46)
- 文書 6 特定日 O 付け「FAX 送信連絡」(郵便)
- 文書 7 特定日 P 付け「家屋損壊の査定内容について」
- 文書 8 特定日 Q 付け「事務連絡」
- 文書 9 特定日 R 付け「事務連絡 2」(FAX)
- 文書 10 特定日 R 付け「事務連絡 2」(郵便)
- 文書 11 特定日 S 付け「事務連絡 3」
- 文書 12 特定日 T 付け「家屋損壊補償について(保険支払いの件)(FAX)
- 文書 13 特定日 T 付け「家屋損壊補償について(保険支払いの件)」(郵便)
- 文書 14 特定日 T 付け「事務連絡 4 家屋損壊補償について(保険支払いの件)」
- 文書 15 特定日 U 付け「家屋損壊補償について(保険支払いの件)」(FAX)
- 文書 16 特定日 U 付け「家屋損壊補償について(保険支払いの件)」(郵便)
- 文書 17 特定日 U 付け「家屋損壊補償について(保険支払の査定について)」
- 文書 18 特定日 V 付け「家屋損壊補償について(保険金支払の査定について) 2」
- 文書 19 特定日 W 付け「家屋損壊補償の保険請求の件」
- 文書 20 特定日 X 付け審査請求人様宛文書
- 文書 21 特定日 Y 付け「保険請求に係る件」
- 文書 22 特定日 Z 付け「未払い保険請求に係る件」
- 文書 23 特定日 D 付け「保険金支払督促状」(理事長宛)
- 文書 24 特定日 D 付け「保険金支払督促状」(機構宛)
- 文書 25 特定日 a 付け審査請求人様宛文書
- 文書 26 特定日 b 付け「保険金支払督促の件」
- 文書 27 特定日 E 付け「保険金不払いの件」(機構宛)
- 文書 28 特定日 E 付け「保険金不払いの件」(理事長宛)
- 文書 29 特定日 c 付け「ご連絡」
- 文書 30 特定日 d 付け「保険金不払い督促」
- 文書 31 特定日 e 付け「保険金不払い督促の件」
- 文書 32 特定日 f 付け「保険金支払いに関する協議について」
- 文書 33 金銭消費貸借抵当権設定契約証書
- 文書 34 特定日 g 付け「金銭消費貸借抵当権設定契約変更契約証書」

- 文書 3 5 特定日 h 付け「金銭消費貸借抵当権設定契約変更契約証書」
- 文書 3 6 住宅金融公庫繰上返済申込書・貸付条件変更申込書（兼預金口座振替依頼書）
- 文書 3 7 念書
- 文書 3 8 住宅金融公庫一部繰上返済試算表
- 文書 3 9 償還情報
- 文書 4 0 火災保険契約証
- 文書 4 1 団体信用生命保険による債務弁済委託契約申込書
- 文書 4 2 今後の予定特約料について